

経 済 産 業 省

20260302保局第1号
令和8年3月3日

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室長 殿

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループガス安全室長

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

上記の件について、経済産業省は別添のとおり、建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事、その他の工事をいう。以下同じ。）を行う者に対して注意喚起を行いたいと考えております。

つきましては、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止のため、関係機関及び関係団体に対し、別添事項について注意喚起を行うようご協力をお願いいたします。

建設工事等におけるガスパ管損傷事故の防止について

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事、その他の工事をいう。以下同じ。）において、毎年ガスパ管を損傷する等の事故が発生しています。

最近では、以下のような事故が発生しています。

- ・ 井戸の修繕工事において敷地内を掘削したところ、ガスパ管と給水管を見誤りディスクグラインダーにより切断し、その結果火花が漏えいしたガスに着火したことから作業員を含む2名が負傷（2025年1月）
- ・ 解体工事作業中に電動のこぎりでガスパ管を切断した際に着火し、作業員1名が負傷（2025年5月）
- ・ 水道工事における掘削作業にて、建設機械にてガスパ管を損傷した後、ガスパ管修理のため掘削溝を掘り広げようとした際に電動工具を使用したため、漏えいしたガスに着火し、作業員2名が負傷（2025年5月）

建設工事等に起因する事故の原因としては、建設工事等事業者が、①ガスパ管の存在を知らずに工事に着手した、②目的の配管と誤ってガスパ管を切断した、③ガスパ管の埋設位置を誤って認識していた、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火させた、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていたものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかった等、建設工事等事業者の確認ミスがそのほとんどを占めています。

経済産業省は、このような建設工事等におけるガスパ管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、建設工事等事業者に対し、以下の注意喚起を行います。

記

1. 建設工事等の前には、ガス事業者に対し、埋設されたガスパ管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、当該建設工事等にガス事業者の立会いを求めること。なお、液化石油ガスの供給区域であってもガスパ管が埋設されていることがあることから、LPガス事業者への確認を徹底すること。
2. ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の工事作業員全員に周知を行い、適切な工事作業が行われるようにすること。
3. ガスパ管が埋設されている付近では、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
4. 需要家敷地内に引き込まれる埋設ガスパ管は、歩道部や車道部の浅い箇所中存在する場合が多いため、特に注意すること。

5. 建設工事等の際、ガス管又はガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者に連絡すること。
6. ガスの臭いを感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者に連絡すること。

(別添)

- ・参考資料 建設工事等事業者向けパンフレット

問い合わせ先：

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ

ガス安全室

03-3501-4032

<bzl-s-hoan-gasanzen★meti.go.jp>

(送信の際は★を@に置き換え)

経済産業省

20260302保局第1号
令和8年3月3日

国土交通省住宅局住宅生産課長 殿

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループガス安全室長

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

上記の件について、経済産業省は別添のとおり、建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事、その他の工事をいう。以下同じ。）を行う者に対して注意喚起を行いたいと考えております。

つきましては、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止のため、関係機関及び関係団体に対し、別添事項について注意喚起を行うようご協力をお願いいたします。

建設工事等におけるガスパ管損傷事故の防止について

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事、その他の工事をいう。以下同じ。）において、毎年ガスパ管を損傷する等の事故が発生しています。

最近では、以下のような事故が発生しています。

- ・ 井戸の修繕工事において敷地内を掘削したところ、ガスパ管と給水管を見誤りディスクグラインダーにより切断し、その結果火花が漏えいしたガスに着火したことから作業員を含む2名が負傷（2025年1月）
- ・ 解体工事作業中に電動のこぎりでガスパ管を切断した際に着火し、作業員1名が負傷（2025年5月）
- ・ 水道工事における掘削作業にて、建設機械にてガスパ管を損傷した後、ガスパ管修理のため掘削溝を掘り広げようとした際に電動工具を使用したため、漏えいしたガスに着火し、作業員2名が負傷（2025年5月）

建設工事等に起因する事故の原因としては、建設工事等事業者が、①ガスパ管の存在を知らずに工事に着手した、②目的の配管と誤ってガスパ管を切断した、③ガスパ管の埋設位置を誤って認識していた、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火させた、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていたものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかった等、建設工事等事業者の確認ミスがそのほとんどを占めています。

経済産業省は、このような建設工事等におけるガスパ管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、建設工事等事業者に対し、以下の注意喚起を行います。

記

1. 建設工事等の前には、ガス事業者に対し、埋設されたガスパ管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、当該建設工事等にガス事業者の立会いを求めること。なお、液化石油ガスの供給区域であってもガスパ管が埋設されていることがあることから、LPガス事業者への確認を徹底すること。
2. ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の工事作業員全員に周知を行い、適切な工事作業が行われるようにすること。
3. ガスパ管が埋設されている付近では、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
4. 需要家敷地内に引き込まれる埋設ガスパ管は、歩道部や車道部の浅い箇所が存在する場合が多いため、特に注意すること。

5. 建設工事等の際、ガス管又はガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者に連絡すること。
6. ガスの臭いを感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者に連絡すること。

(別添)

- ・参考資料 建設工事等事業者向けパンフレット

問い合わせ先：

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ

ガス安全室

03-3501-4032

<bzl-s-hoan-gasanzen★meti.go.jp>

(送信の際は★を@に置き換え)

経済産業省

20260302保局第1号
令和8年3月3日

国土交通省水管理・国土保全局下水道事業課長 殿

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループガス安全室長

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

上記の件について、経済産業省は別添のとおり、建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事、その他の工事をいう。以下同じ。）を行う者に対して注意喚起を行いたいと考えております。

つきましては、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止のため、関係機関及び関係団体に対し、別添事項について注意喚起を行うようご協力をお願いいたします。

建設工事等におけるガスパ管損傷事故の防止について

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事、その他の工事をいう。以下同じ。）において、毎年ガスパ管を損傷する等の事故が発生しています。

最近では、以下のような事故が発生しています。

- ・ 井戸の修繕工事において敷地内を掘削したところ、ガスパ管と給水管を見誤りディスクグラインダーにより切断し、その結果火花が漏えいしたガスに着火したことから作業員を含む2名が負傷（2025年1月）
- ・ 解体工事作業中に電動のこぎりでガスパ管を切断した際に着火し、作業員1名が負傷（2025年5月）
- ・ 水道工事における掘削作業にて、建設機械にてガスパ管を損傷した後、ガスパ管修理のため掘削溝を掘り広げようとした際に電動工具を使用したため、漏えいしたガスに着火し、作業員2名が負傷（2025年5月）

建設工事等に起因する事故の原因としては、建設工事等事業者が、①ガスパ管の存在を知らずに工事に着手した、②目的の配管と誤ってガスパ管を切断した、③ガスパ管の埋設位置を誤って認識していた、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火させた、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていたものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかった等、建設工事等事業者の確認ミスがそのほとんどを占めています。

経済産業省は、このような建設工事等におけるガスパ管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、建設工事等事業者に対し、以下の注意喚起を行います。

記

1. 建設工事等の前には、ガス事業者に対し、埋設されたガスパ管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、当該建設工事等にガス事業者の立会いを求めること。なお、液化石油ガスの供給区域であってもガスパ管が埋設されていることがあることから、LPガス事業者への確認を徹底すること。
2. ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の工事作業員全員に周知を行い、適切な工事作業が行われるようにすること。
3. ガスパ管が埋設されている付近では、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
4. 需要家敷地内に引き込まれる埋設ガスパ管は、歩道部や車道部の浅い箇所が存在する場合が多いため、特に注意すること。

5. 建設工事等の際、ガス管又はガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者に連絡すること。
6. ガスの臭いを感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者に連絡すること。

(別添)

- ・参考資料 建設工事等事業者向けパンフレット

問い合わせ先：

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ

ガス安全室

03-3501-4032

<bzl-s-hoan-gasanzen★meti.go.jp>

(送信の際は★を@に置き換え)

経済産業省

20260302保局第1号
令和8年3月3日

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長 殿

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループガス安全室長

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

上記の件について、経済産業省は別添のとおり、建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事、その他の工事をいう。以下同じ。）を行う者に対して注意喚起を行いたいと考えております。

つきましては、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止のため、関係機関及び関係団体に対し、別添事項について注意喚起を行うようご協力をお願いいたします。

建設工事等におけるガスパ管損傷事故の防止について

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事、その他の工事をいう。以下同じ。）において、毎年ガスパ管を損傷する等の事故が発生しています。

最近では、以下のような事故が発生しています。

- ・ 井戸の修繕工事において敷地内を掘削したところ、ガスパ管と給水管を見誤りディスクグラインダーにより切断し、その結果火花が漏えいしたガスに着火したことから作業員を含む2名が負傷（2025年1月）
- ・ 解体工事作業中に電動のこぎりでガスパ管を切断した際に着火し、作業員1名が負傷（2025年5月）
- ・ 水道工事における掘削作業にて、建設機械にてガスパ管を損傷した後、ガスパ管修理のため掘削溝を掘り広げようとした際に電動工具を使用したため、漏えいしたガスに着火し、作業員2名が負傷（2025年5月）

建設工事等に起因する事故の原因としては、建設工事等事業者が、①ガスパ管の存在を知らずに工事に着手した、②目的の配管と誤ってガスパ管を切断した、③ガスパ管の埋設位置を誤って認識していた、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火させた、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていたものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかった等、建設工事等事業者の確認ミスがそのほとんどを占めています。

経済産業省は、このような建設工事等におけるガスパ管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、建設工事等事業者に対し、以下の注意喚起を行います。

記

1. 建設工事等の前には、ガス事業者に対し、埋設されたガスパ管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、当該建設工事等にガス事業者の立会いを求めること。なお、液化石油ガスの供給区域であってもガスパ管が埋設されていることがあることから、LPガス事業者への確認を徹底すること。
2. ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の工事作業員全員に周知を行い、適切な工事作業が行われるようにすること。
3. ガスパ管が埋設されている付近では、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
4. 需要家敷地内に引き込まれる埋設ガスパ管は、歩道部や車道部の浅い箇所が存在する場合が多いため、特に注意すること。

5. 建設工事等の際、ガス管又はガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者に連絡すること。
6. ガスの臭いを感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者に連絡すること。

(別添)

- ・参考資料 建設工事等事業者向けパンフレット

問い合わせ先：

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ

ガス安全室

03-3501-4032

<bzl-s-hoan-gasanzen★meti.go.jp>

(送信の際は★を@に置き換え)